

岩手県告示第611号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（平成25年岩手県告示第523号）で公示した公共測量を終了した旨八幡平市長から次のとおり通知があった。

平成26年8月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施した地域 八幡平市大更地内
- 2 公共測量を実施した期間 平成25年7月1日から平成26年7月30日まで
- 3 実施した公共測量の種類 公共測量（地形測量）